

2009年7月23日 全4頁

金融商品会計—保有目的区分の変更

制度調査部
鈴木 利光

満期保有目的の債券への振替に係る時限措置、範囲拡張の上で恒常化？

[要約]

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年5月29日付にて「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表した。この論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、2011年を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。
- 「【論点2】金融商品の測定」のうち「[論点2-3]保有目的区分の変更」では、「[論点2-1]測定区分の見直し」で金融商品の評価区分を現行どおり保有目的区分とすることを前提とした上で、我が国の会計基準と国際的な会計基準における有価証券の保有目的区分の変更ルールを確認している。
- 今後の方向性として、◆昨今の金融危機への緊急対応の一環として2008年12月5日に公表された時限措置、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を継続的な取扱いとすべきか、◆その他有価証券から満期保有目的の債券への変更について、現行では「稀な場合」にのみ認められているが、それ以外の場合にまで拡張すべきか、といった点を検討することとしている。

【目次】

- I. はじめに (P2)
- II. 現行の取扱い (P2)
- III. 今後の方向性 (P4)

I. はじめに

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年5月29日付にて「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という）を公表した。論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、2011年を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。
- 「【論点2】金融商品の測定」のうち「[論点2-3]保有目的区分の変更」では、「[論点2-1]測定区分の見直し」で金融商品の評価区分を現行どおり保有目的区分とすることを前提とした上で¹、我が国の会計基準と国際的な会計基準における有価証券の保有目的区分の変更ルールを確認している。
- 今後の方向性として、
 - ◆ 昨今の金融危機への緊急対応やコンバージェンス²の一環として2008年12月5日に公表された時限措置、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」³（以下「実務対応報告第26号」という）を継続的な取扱いとすべきか、
 - ◆ その他有価証券から満期保有目的の債券への変更について、実務対応報告第26号では「稀な場合」にのみ認めているが、それ以外の場合にまで拡張すべきか、といった点を検討することとしている。

II. 現行の取扱い

1. 我が国の会計基準における取扱い

[1] 原則的な取扱い

- 前提として、我が国の会計基準においては、有価証券の保有目的区分は正当な理由なく変更することはできないとされている（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」80参照）。恣意性のある会計処理を排除するためである。
- 具体的には、売買目的有価証券からその他有価証券への振替については一定の場合にのみ認められるが、売買目的有価証券及びその他有価証券から満期保有目的の債券への振替は認められない。

[2] 金融危機対応による改正

- 原則的な取扱いに加えて、我が国では昨今の金融危機への緊急対応やコンバージェンスの一環として、2008年12月5日に実務対応報告第26号が公表されている。
- 実務対応報告第26号では、「稀な場合」（※1）に限定して、次のように債券の保有目的区分の変更

¹ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研 Legal and Tax Report「金融商品会計—評価区分の見直し」（鈴木利光）[090624]

² コンバージェンスの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「会計基準のコンバージェンスの概要 その1」（吉井一洋）[070928]

（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/07092802accounting.pdf>）

◆大和総研制度調査部情報「会計基準のコンバージェンスの概要 その2」（吉井一洋）[070928]

（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/07092803accounting.pdf>）

³ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研 Legal and Tax Report「ASBJ、債券の時価会計緩和を決定（速報）」（吉井一洋）[081205]

を認めている。

- ◆ 売買目的有価証券 ⇒ その他有価証券 / 満期保有目的の債券
- ◆ その他有価証券 ⇒ 満期保有目的の債券

(※1) 「稀な場合」とは、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような場合をいう。

- 実務対応報告第 26 号は 2010 年 3 月 31 日までの時限措置であり、その後の保有目的区分の変更については改めて検討することとしている。
- 実務対応報告第 26 号による改正を簡単に図式化すると、図表 1 のようになる。

図表 1 実務対応報告第 26 号の概要

	振替後	
振替前		
売買目的有価証券	(改正前)一定の場合、可 (改正後)上記一定の場合に加えて、稀な場合において可	(改正前)不可 (改正後)稀な場合において可
その他有価証券		(改正前)不可 (改正後)稀な場合において可

(出所) 大和総研制度調査部作成

2. 国際的な会計基準における取扱い

[1] 国際財務報告基準における取扱い

(1) 原則的な取扱い

- 国際財務報告基準 (IAS 第 39 号) では、取得後に満期保有投資の要件を満たせば、売却可能金融資産 (その他有価証券) から満期保有投資への振替が従来から認められている。これに対して、売却可能金融資産から貸付金及び債券への振替及びトレーディング目的金融資産の振替は、従来は認められていなかった。

(2) 金融危機対応による改正⁴

- 原則的な取扱いに加えて、昨今の金融危機を受けて EU からの要請により正式な手続きを経ずに行われた 2008 年 10 月 13 日の改正により、「稀な状況」(※2) においてのみではあるが、トレーディング目的金融資産の振替を認めている。これは、米国会計基準との競争条件の均等化を目的とした改正と IASB では主張している。

(※2) 「稀な状況」とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

⁴ 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆ 大和総研 Legal and Tax Report 「IASB の金融危機対応—金融商品の再分類の容認—」 (鈴木利光) [081106]

- この IAS 第 39 号の改正は、2008 年 7 月 1 日より適用されている。
- この IAS 第 39 号の改正を簡単に図式化すると、図表 2 のようになる。

図表 2 IAS 第 39 号の改正 (2008 年 10 月 13 日)

振替前 \ 振替後		売却可能金融資産		満期保有投資 / 貸付金及び債権	
		売却可能金融資産		満期保有投資 / 貸付金及び債権	
トレーディング目的 金融資産	(改正前)不可	(改正後)稀な状況において可	貸付金及び債権	(改正前)不可	(改正後)予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有する場合において可
	(改正後)稀な状況において可		満期保有投資	(改正前)不可	(改正後)稀な状況において可
売却可能金融資産	/		貸付金及び債権	(改正前)不可	(改正後)予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有する場合において可
			満期保有投資	一定の場合に可	

(出所) 大和総研制度調査部作成

[2] 米国会計基準における取扱い

- 米国会計基準 (SFAS 第 115 号) では、取得後に満期保有の要件を満たせば、売却可能有価証券 (その他有価証券) から満期保有有価証券への振替が従来から認められている。
- また、従来から、「稀な状況」 (※2) においてのみではあるが、トレーディング目的有価証券の振替が認められている。
- 米国会計基準 (SFAS 第 115 号) の取扱いを簡単に図式化すると、図表 3 のようになる。

図表 3 米国会計基準 (SFAS 第 115 号) の取扱い

振替前 \ 振替後		売却可能有価証券		満期保有有価証券	
		売却可能有価証券		満期保有有価証券	
トレーディング目的有 価証券	(改正前)不可	(改正後)稀な状況において可	(改正前)不可	(改正後)稀な状況において可	(改正後)稀な状況において可

(出所) 大和総研制度調査部作成

Ⅲ. 今後の方向性

- 今後の方向性として、以下の点を検討することとしている。
 - ◆ 実務対応報告第 26 号を継続するか
 - ◆ その他有価証券から満期保有目的の債券への振替を、「稀な場合」以外にまで拡張するか (国際的な会計基準では「稀な状況」に限定されていない)

以上